

教宣 せぶん

救世主の存在

「裁判に訴えても勝てないそうだ」。組合分裂当時、組合財産についてのこんな情報が流れてきませんでしたか？ 私の職場でも、契従労に行った組合員から「個人的には頭割りすべきだと思うが、判例を見ると頭割りもできないようだ」と言われたことを思い出します。支部ルートからも「むずかしい」というニュアンスを聞きました。「シャクにさわるけど、組合財産はなかったものとあきらめよう」と考えていました。当時、私たちの組織全体にそんなあきらめムードは漂っていたと思います。事実、最初に相談した弁護士の先生からはそう告げられたと聞きました。

2月2日の提訴に伴って原告団会議があり、その決起集会の席で一人の弁護士の先生を委員長から紹介されました。「私たちの財産訴訟について、最初にお伺いを立てた先生には『むずかしい』と言われた。本部から『この先生に聞いてみたら』と言われ、相談しに行ったら『負けるわけがない』と言われた。そう言ってくれたのがこの先生です」と紹介されたのが、地位確認訴訟・便宜供与問題を担当してくれている牛久保先生でした。牛久保先生は「えー。負けるわけがありません」と首を横に振りながら、開口一番、財産訴訟について、自信をもってそう言ってくれました。

裁判はミズモノですので、もちろんどちらに転ぶかわかりません。この財産訴訟は当初の弁護士見解が分かれたように、シロ・クロのハッキリした訴訟ではないのかもしれない。しかし、私たちからしてみれば、あきらめかけた中での牛久保先生の一言は、まさに救世主の一言でした。牛久保先生の存在じたいが救世主だと言っても決して過言ではありません。牛久保先生がこの財産問題に光明を与えてくれたおかげで、15日と22日に証人調べが行なわれるまでにこの訴訟はすすみました。それぞれの側の証人が、自らの正当性を尋問というかたちで主張するわけですが、同時に当事者に対して、私たちが素朴に感じる疑問をぶついたり、「全損保脱退はなぜ起きたのか」「なぜ分裂したのか」というこの問題の本質にも迫れる機会が与えられたわけです。もし、裁判をあきらめていたら、もし牛久保先生が現れなかったら、この機会を与えられずに、私たちの財産は他労組の金庫に眠ったまま、その一生を終えたことでしょう。

もちろんこの裁判も負けられない裁判です。勝ってわが子を取り返さなければなりません。しかし、この訴訟が成り立つか、成り立たないかという出発点があったことを考えれば、事の真相に迫れたり、疑問をぶつけられたり、私たちの主張を裁判官の前で堂々と繰り広げられることじたいに、「幸せ」や「喜び」を感じます。連帯の力、全損保の底力を感じる裁判です。